

## エムスリーグループ 人権基本方針

### 1. 基本的な考え方

エムスリーグループ（後述の「行動規範」に定義される当社および当社の関係会社等<sup>1</sup>をいいます。以下同じ）は、エムスリーグループの役職員一人一人が遵守すべき行動規範である「エムスリーグループ行動規範」（以下「行動規範」といいます）において、ビジネス上の正当な利益と関係しない要素に基づく差別をしないこと（「2.1 雇用における機会均等」）、いかなる形態においても、強制あるいは意思に反しての就労を認めないこと（「2.2 強制労働、児童労働の禁止」）、また、雇用・労働の健全性を確保すること（「2.3 健全な雇用・労働」）を宣言しています。

本方針は、国連の「国際人権章典<sup>2</sup>」および「ビジネスと人権に関する指導原則」ならびに国際労働機関（ILO）が定める「中核的労働基準」といった人権に関する国際規範や国際基準に基づいたうえで、行動規範に定めるエムスリーグループの人権尊重に関する考え方を明確にするもので、エムスリーグループの全ての役職員に適用されます。

エムスリーグループは、「インターネットを活用し、健康で楽しく長生きする人を1人でも増やし、不必要な医療コストを1円でも減らす」ことを事業目的としていますが、他者の人権を尊重し、倫理的に行動することはこの達成のために不可欠な要素です。

### 2. 人権尊重に関するエムスリーグループの基本方針

エムスリーグループは、労働者を含む全ての人の人権を以下の通り尊重して企業活動を行います。

- ・人権尊重に対する責任

人権に関する対応は、取締役会、経営会議のコミットメントのもと、エムスリーグループのコンプライアンス推進体制の中に組み込まれています。

---

<sup>1</sup>（1）エムスリー株式会社、（2）エムスリー株式会社が直接または間接に発行済議決権付株式または持分の過半数を保有する会社、および（3）その他適宜エムスリー株式会社の取締役会がこの行動規範の適用範囲に含めると決定した会社をいいます。

<sup>2</sup>「国際人権章典」は、国連総会で採択された「世界人権宣言」、二つの「国際人権規約」（「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約」および「市民的、政治的権利に関する国際規約」）、市民的、政治的権利に関する国際規約への第一及び第二選択議定書で構成されます。

- ・法規制の遵守

事業活動を行う国・地域における法令や規制を遵守するとともに、国際人権基準を最大限尊重します。

- ・教育

本方針が事業活動全体に定着し、効果的に運用されるよう、エムスリーグループに雇用されているすべての役職員に対し、適切な教育を行います。

- ・人権への配慮

人権リスクの特定・評価や優先課題への対応を行う過程で、エムスリーグループが事業活動において人権へ負の影響を与えていることが判明した場合、またはそのような活動に関与したことが明らかになった場合、是正に向けて適切な処置を講じます。

- ・ステークホルダーとの対話・協議

さまざまな方法で関係するステークホルダーとの対話に努めるとともに、事業活動を行う国・地域で人権への負の影響が生じないよう、外部の有識者へのヒアリングなども含め適切な取り組みを行います。

- ・相談を受ける仕組み

エムスリーグループに雇用されているすべての役職員から受ける人権に関わる内部通報や相談について、エムスリーグループ通報体制基本方針に基づき、社内協議や調査を行い対応しています。

- ・情報開示

本方針に基づく人権尊重の取り組みについては、エムスリー株式会社のコーポレートサイト、あるいはその他の媒体を通じて開示していきます。